

第 8 2 号議案

昭和 5 1 年度退隠料等の年額の改定に関する条例の一部改正について

昭和 5 1 年度退隠料等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

昭和 5 1 年度退隠料等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

昭和 5 1 年度退隠料等の年額の改定に関する条例（昭和 5 1 年豊川市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">(扶助料の年額の加算の特例)</p> <p>第 2 条 退隠料条例第 35 条第 1 項第 1 号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族（退隠料条例第 35 条第 3 項に規定する扶養遺族をいう。）である子（18 歳以上 20 歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）が 2 人以上ある場合 <u>27 万 3,900 円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が 1 人ある場合 <u>15 万 6,400 円</u></p> <p>(3) 60 歳以上である場合（前 2 号に該当する場合を除く。） <u>15 万 6,000 円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(退隠料等の年額の特例)</p> <p>第 3 条 退隠料又は扶助料の令和 6 年 4 月分以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退隠料又は扶助料</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65 歳以上の者に支給する</td> <td style="text-align: center;"><u>1,163,300 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	退隠料又は扶助料	金額	65 歳以上の者に支給する	<u>1,163,300 円</u>	<p style="text-align: center;">(扶助料の年額の加算の特例)</p> <p>第 2 条 退隠料条例第 35 条第 1 項第 1 号に規定する扶助料を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>(1) 扶養遺族（退隠料条例第 35 条第 3 項に規定する扶養遺族をいう。）である子（18 歳以上 20 歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限る。）が 2 人以上ある場合 <u>26 万 7,500 円</u></p> <p>(2) 扶養遺族である子（前号に規定する子に限る。）が 1 人ある場合 <u>15 万 2,800 円</u></p> <p>(3) 60 歳以上である場合（前 2 号に該当する場合を除く。） <u>15 万 2,800 円</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(退隠料等の年額の特例)</p> <p>第 3 条 退隠料又は扶助料の平成 12 年 4 月分以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">退隠料又は扶助料</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65 歳以上の者に支給する</td> <td style="text-align: center;"><u>1,132,700 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	退隠料又は扶助料	金額	65 歳以上の者に支給する	<u>1,132,700 円</u>
退隠料又は扶助料	金額								
65 歳以上の者に支給する	<u>1,163,300 円</u>								
退隠料又は扶助料	金額								
65 歳以上の者に支給する	<u>1,132,700 円</u>								

退隠料		退隠料	
65歳未満の者に支給する退隠料	872,400円	65歳未満の者に支給する退隠料	849,500円
扶助料	813,400円	扶助料	792,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の昭和51年度退隠料等の年額の改定に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正に伴い、退隠料及び扶助料の最低保障額並びに扶助料に係る寡婦加算額を引き上げる必要があるからである。